

(4) 建設候補地選定事業の進捗状況について

資料④

彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会(案)

| 区 分                  | 所 属 等                |
|----------------------|----------------------|
| 学 識 経 験 者<br>(2 名)   | 大学教授(廃棄物)            |
|                      | 大学教授(環境)             |
| 専 門 委 員<br>(3 名)     | 弁護士                  |
|                      | 公安関係(現職あるいは元職)       |
|                      | 不動産鑑定士               |
| 公 募 委 員<br>(1 名)     | 廃棄物施設に関心のある者(圏域在住)   |
| 環 境 衛 生 委 員<br>(5 名) | 彦根市(在住)で環境活動に関わっている者 |
|                      | 愛荘町(在住)で環境活動に関わっている者 |
|                      | 豊郷町(在住)で環境活動に関わっている者 |
|                      | 甲良町(在住)で環境活動に関わっている者 |
|                      | 多賀町(在住)で環境活動に関わっている者 |

※ 議員は除く

委員数 11名

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| オ ブ ザ ー バ ー<br>(6 名) | 滋賀県湖東環境事務所長    |
|                      | 彦根市市民環境部生活環境課長 |
|                      | 愛荘町環境対策課長      |
|                      | 豊郷町住民生活課長      |
|                      | 甲良町住民課長        |
|                      | 多賀町産業環境課長      |

(事務局)彦根愛知犬上広域行政組合

(案)

彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会設置要綱

平成〇年〇月〇日 組合告示第〇号

(設置)

第1条 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町で計画している広域新ごみ処理施設の建設候補地(以下「建設候補地」という。)を選定するため、彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その調査・検討結果を彦根愛知犬上広域行政組合(以下「組合」という。)の管理者に報告する。

- (1) 募集要件に関する事。
- (2) 選定要件に関する事。
- (3) 候補地の選定、評価に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから組合の管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門委員
- (3) 公募委員
- (4) 環境衛生委員
- (5) その他管理者が必要と認める者

(オブザーバー)

第4条 委員会に、オブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、管理者が行政関係者から委嘱する。

3 オブザーバーは、委員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第5条 委員およびオブザーバーの任期は、第2条の任務が終了するまでとする。

2 委員およびオブザーバーが委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員およびオブザーバーは解任されるものとする。なお、委員およびオブザーバーに必要な要件は管理者が別に定める。

3 あて職委員およびオブザーバーが諸事情により欠員となった場合には、後

任者が補充委員およびオブザーバーとなり残りの任期を務める。

(委員長および副委員長)

第6条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長を務める。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、公開しないことができる。なお、その他委員会の公開に関する事、および傍聴に関する手続き等については、管理者が別に定める。

(委員の守秘義務)

第9条 委員およびオブザーバーは、職務上知り得た秘密および事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、任期が終了した後も同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の運営及び庶務は、組合において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

付則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

仮称「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設候補地選定委員会」スケジュール

平成26年9月から平成27年3月までの流れ

|   | 委員会       |    | 内 容                                 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|---|-----------|----|-------------------------------------|---|----|----|----|---|---|---|
| ● | 選定委員会 11名 | 準備 | (委員会設置要綱)<br>(傍聴人・公開要領)             |   |    |    |    |   |   |   |
|   |           | 依頼 | ・ 学識経験者<br>大学教授                     |   |    |    |    |   |   |   |
|   |           | 依頼 | ・ 専門委員<br>弁護士<br>公安関係等              |   |    |    |    |   |   |   |
|   |           | 募集 | 公募委員募集<br>(募集要領)<br>(募集案内広報折り込みチラシ) |   |    |    |    |   |   |   |
|   |           | 依頼 | 環境衛生委員<br>(彦根・愛荘、豊郷、甲良、多賀)          |   |    |    |    |   |   |   |
| ● | オブザーバー 6名 | 依頼 | 行政関係者<br>(県、彦根・愛荘、豊郷、甲良、多賀)         |   |    |    |    |   |   |   |
| ● | 第1回選定委員会  | 発足 | 委員長の選出・事務局から現状説明<br>募集要項・選定基準等の事例   |   |    |    |    |   |   |   |
| ● | 第2回選定委員会  | 検討 | ・ 募集要項の検討                           |   |    |    |    |   |   |   |
| ● | 第3回選定委員会  | 検討 | ・ 募集要項の具体化                          |   |    |    |    |   |   |   |
| ● | 第4回選定委員会  | 確認 | ・ 最終確認                              |   |    |    |    |   |   |   |
| ○ | 事務局       | 作成 | ・ チラシのレイアウト                         |   |    |    |    |   |   |   |
| ◎ | 管理者会議     | 了解 | ・ 募集要項・募集チラシの了解                     |   |    |    |    |   |   |   |

4月から募集開始 (募集期間6ヶ月)